

佐賀市立城南中学校「部活動に係る活動方針」（抜粋）

1 部活動の学校教育における位置づけ(文化部も準ずる)

(1) 学校教育の一環としての部活動

学習指導要領には、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが明確に示されている。このことから部活動は教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組をしていく必要がある。

(2) 部活動の意義と効果

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われる活動である。

イ 学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が大きい。

ウ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資することから、中学生の「生きる力」を育む大きな原動力ともなっている。

エ 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツや文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや文化、科学等の創造や発見の喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや芸術文化と豊かに関わる資質や能力を育てることができる。

オ 部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

2 本校の部活動運営

(1) (2) (3) 省略

(4) 休養日

ア 学期中の休養日（週当たり2日以上）

① 平日：少なくとも1日を休養日とする。

② 週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。

③ その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。

イ 長期休業等の休養日

① 学期中に準じた扱いを行う。（週当たり2日以上）

② ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。

ウ 佐賀市立中学校共通の休養日

① 毎月第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」（ア、イに充てることができる。）

- ② 市教育委員会が定める夏期休業中の「学校閉庁日」8/13, 14, 15
(ア、イに充てることができる。)

エ その他の休養日

- ② 中間テスト 3 日前 (1 年生は、前期中間テストのみ 5 日前)
③ 期末テスト 3 日前
④ 年末・年始 12 月 29 日～1 月 3 日
⑤ 学校行事 体育大会 5 月 フリー参観デー6 月 文化発表会 10 月
(ア、イに充てることができる。)

(5) 活動時間

- ア 平日：長くとも 2 時間程度
イ 休業日：長くとも 3 時間程度 (学期中の土日、長期休業中含む)

(6) 下校時刻

- ア 平日の完全下校時刻 ※部活の都合によって早めに終了することもある。
(帰りの会終了後、2 時間 30 分後に完全下校時刻を設定。10 月からは日没を基準に下校時刻を設定)

- イ 休業日の活動時間(下校時刻)
別途定める練習計画による。活動終了後すみやかに下校する。

月	活動終了時刻(下校時刻)	月	活動終了時刻(下校時刻)
10	17:30(17:45)	1	17:00(17:15)
			17:20(17:35)
11	17:15(17:30)	2	17:20(17:35)
	17:00(17:15)		
12	17:00(17:15)	3	17:45(18:00)

(7) その他

- ア 部として目標とする重要な大会等の直前の時期には、当該大会等を含む 4 週間の期間で、休養日を合計 8 日以上確保することを前提に、直前の時期の週当たりの休養日を 1 日とすることができる。
イ 季節による日没時刻の変化等を踏まえ、週単位で活動時間を割り振ることができるものとする。(週当たり長くとも 11 時間)
ウ 前記休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は市教育委員会が適切な助言を行うこと。

※ 部活動は集団活動を基本とするが、個別および各部の事情により相談に応じるものとする。

※ なお、本方針(佐賀市立城南中学校「部活動に係る活動方針」)は、平成 31 年 4 月 1 日より、運用を開始する。

※ 令和 3 年 3 月 改定。令和 4 年 4 月 施行。